

(案)

# 南砺市森林整備計画書 (変更)

(南砺市森づくりプラン)

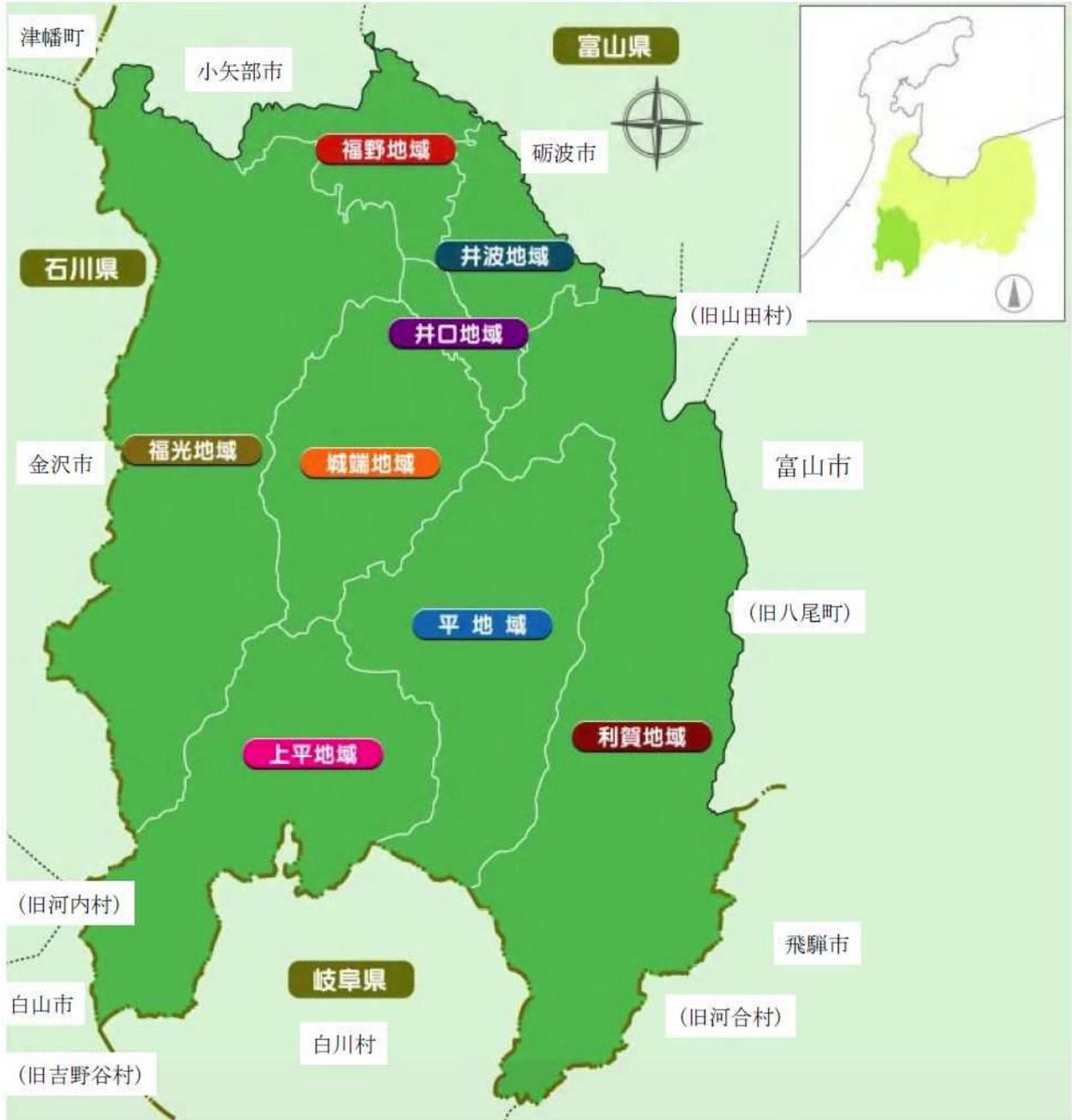


計画期間 自 令和 6年 4月 1日  
至 令和16年 3月31日

(令和6年3月樹立)  
令和8年3月変更

富山県南砺市

位置図



# 目 次

## はじめに

### 第1章 森づくりのための基本的な事項

- 第1項 森づくりの現状と課題 (略)
- 第2項 森林整備の基本方針
  - 1 森林・林業施策の基本方向 (略)
  - 2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方 (略)
  - 3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針 (略)
- 第3項 森づくりの推進方策
  - 1 森林施業の推進方策 (略)
  - 2 住民参加による森づくりの推進方策 (略)
- 第4項 森づくりへの具体的な取り組み
  - 1 里山林の整備 (略)
  - 2 混交林の整備 (略)
  - 3 市独自の取り組み (略)

### 第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

- 第1項 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢 (略)
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 (略)
  - 3 その他必要な事項 (略)
- 第2項 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項 (略)
  - 2 天然更新に関する事項 (略)
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 (略)
  - 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 (略)
  - 5 その他必要な事項 (略)
- 第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法  
その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)
  - 2 保育の種類別の標準的な方法 (略)
  - 3 その他必要な事項 (略)
- 第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 P 1
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 P 4
  - 3 その他必要な事項 P29
- 第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 1 森林経営の受委託等による森林経営の規模拡大に関する方針 (略)
  - 2 森林経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するための方策 (略)
  - 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 (略)

4	森林経営管理制度の活用に関する事項	(略)
5	その他必要な事項	(略)
第6項	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	(略)
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	(略)
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	(略)
4	その他必要な事項	(略)
第7項	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	(略)
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	(略)
3	作業路網の整備に関する事項	(略)
4	その他必要な事項	(略)
第8項	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	(略)
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	(略)
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	(略)
4	その他必要な事項	(略)
第3章	森林の保護に関する事項	
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	(略)
2	その他必要な事項	(略)
第2項	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	(略)
2	鳥獣被害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）	(略)
3	林野火災の予防方法	(略)
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	(略)
5	その他必要な事項	(略)
第4章	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	(略)
2	生活環境の整備に関する事項	(略)
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	(略)
4	森林の総合利用の推進に関する事項	(略)
5	住民参加による森林の整備に関する事項	(略)
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	(略)
7	その他必要な事項	(略)
参考資料		(略)

はじめに

第1章 森づくりのための基本的な事項

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

第2項 造林に関する事項

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法  
その他間伐及び保育の基準

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1-1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	・水源涵養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表2-1のとおりとします。

- ① 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ② ①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③ 他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	70	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	70	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	25~35	20~40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1-2のとおりとします。

種類	森林の基準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂流出防備保安林</li> <li>土砂崩壊防備保安林</li> <li>なだれ防止保安林</li> <li>砂防指定地周辺</li> <li>山地災害危険地区</li> <li>山地災害防止機能の評価が高い森林</li> </ul>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛砂防備保安林</li> <li>防風保安林</li> <li>潮害防備保安林</li> <li>生活環境保全機能の評価が高い森林</li> </ul>
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健保安林</li> <li>風致保安林</li> <li>都市計画法による風致地区</li> <li>文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林</li> </ul>

		・保健文化機能の評価区分が高い森林
--	--	-------------------

#### イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、区域は別表2-2のとおりとします。

- ① 成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ② 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。
- ④ 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表 1-3 のとおりとします。

森林の基準
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」

### (2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

別表 1-1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 1～73	4,147.84
	平地域 1～85、87～137	8,681.33
	上平地域 1～87	5,684.18
	利賀地域 1～195	14,787.15
	井波地域 1～20	937.23
	井口地域 1～9	680.63
	福野地域 1～6	358.14
	福光地域 1～57、90～176	8,167.02

別表 1-2

区分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 1イ~ニ、3ハト、4イ~ヲ、5イ~トリ、8ホハ 9チリヌ、10ロハ、11イトチリ、 12イロハホリ~ヲ、13イ、14ハトヲ、15ホ 18イ、19ハホハト、20ロ、22イ、24ホ 25イロ、30ホ、37イ~チ、40イ~ハチ~ル 41イ~ニ、59ロ~ヌ、60ロ~ヌ、61イ~ヌ 62イ~ヌ、63イ~ヲ、64イ~ル、65イ~ヌ 66イ~ヌ、67イ~ワ、68イ~ホ	974.40
		平地域 1イ~ヌ、2イ~リ、3イ~ル、4イ~ヌ 6ホハト、7ロハチヌヲ、8リヌル、9イロチ 10イハ~ハヲ~ヨ、11イ~ヲ、12イ~レ 13イ~ヲ、14イロ、15イロニハ~リ 16イロチリ、17イ~トヌ、18ハニハト 19ロハハト、20ト、21ロハニチ 23ハトカヨタ、25イロハリ~ヲ、26ロハホチ 27リヌヲ、28イ~ホ、29イハトチ 30イ~ルワ、31イ~カ、32イ~ニハ~リ 33イ~ヲ、34イ~ル、35イ~ル、36イ~ワ 37イ~ル、38イ~ヲ、39イ~ワ、40イ~ル 41イ~リ、44ロホ、45ハ~ト、47チ~ヲ 48イ~ル、49ハ~ヌ、50イハ、51ヲ 52イ~ホ、54ニト、55イロニホハ 59イロトチリ、63ニ~ル、64イロニハ~ル 65イ~ヲ、66イ~ヲ、67イ~ヌ、68イ~リ 69イ~ワ、70イ~ヲ、71イ~ヲ 72イ~ニリヌ、73イ~ツ、74イロニチ~ヲ 75イ~ニハ~ヌ、76イ~ワ、77イ~ル 78イ~ワ、79イ~ル、80イ~リ、81イ~ル 82イ~リ、83イ~ヲ、84イ~リ、85イ~ワ 87イ~ハチリヌ、88イ~ヌヲ、89ヌ 90ニホトワカ、94ロ、95ハト、100ハホ~ チヌ 101ハ~リルヲワ、102ロ~ホ、103チヌル 104イ~ニハ~リ、105イホハ、106ヲ 107ハ~リ、108イロハリヌ、109イ~ヌ 110イ~ル、111イハトチ、115ハホ~チ 116ホハ、117ハトチ、118イロハ 119ホ~リ、120イ、121イ~ヲ 122ホ~ヌ、123イロハ、124イ~ニトリヌ 125イ~ヲ、126イ~チヌルヲ、127イ~カ 128ロ~ヌ、129ヌ、130イ~リ 131イニトリ、132イ~リルヲワ 133イ~ニハチ~ワ、134イ~ト 135ハ~ヌヲワ、136ロハ~ヌ 137イロハチルヲワ	4,745.01

別表 1-2

区 分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する 災害の防止及 び土壌の保全 の機能、快適 な環境の形成 の機能又は保 健文化機能の 維持増進を 図るための森林 施業を推進す べき森林	土地に関 する災害 の防止及 び土壌の 保全の機 能の維持 増進を 図るための 森林施業 を推進す べき森林	上平地域 1イ～又、2イ～リ、3イ～ホト～又、4イ～又 5イ～トリ、6イ、7イロハホ、8イロ、9ハ～又 10ロ～ハ又、11ロハトチ、12イ～チ 13イ～ワ、14イ～チ、16イニ～チ、17ハト 18イ～チ又ル、19ロハ、21ニ 23イロホトリ又、24イロホハ、25ハ又ル 26ハ～ワ、27イ～ヲ、30ホ又、31又 33イ～ル、34イ～ト、35イロハ 38イロホハト、39イ～又、40イ～ト 41イ～ヲ、42イ～ワ、43イ～又、44イ～チ 45イ～ホ、46イ～ト、47イ～ホ、48イ～ハ 49イ～ト、50イロ、51イロホ～リル～カ 52イロニ～ワ、53イ～ホ、54イ～ホ 55イ～ト、56イ～ト、57ロ～ホト 58ハ～ヲカヨ、59イ～ハチリ又 60イ～ニハトリ～カ、61イ～ハチ～ヲ 62イロハトチ、63イロ、67イ～ニハトリ又 68イ～又、69ハ～リルヲ、71イ～ハ又 73ロハ、75チ、77イロ、78イ～ハ 79イ～チ、80イ～ハチ、81ロニ～ワ 82ハト、83イ～ニ、84イロニトチリ 85イロト～又、86ホチ、87ハハ	3,405.09
		利賀地域 1イ～ニハトチ、2イ、3ハニハト、8イ～リ 9イ～ハ、42ハト又、46ハホハ、47イ 49ト～ヲ、50イロハホ～又、51イ～チ 52ハ～ハ、53ロ～ホチ、54ハ～チ 55イ～ト、56リ、57イニホ、58ハ～ハ 59ハ、60ニハチ、61ハチ、62又ル 63イロニ～リルカ、64ホハトリ、68イ 69ハニホ、71ニホハリル、72ル、73ホヲ 75又、76ル、77ニ～チ、78イロホ～チ 80ロハ、81イ～ハ、83ロ～ハ 84イハ～トル、85ロハホ～ヲ、86イ～又 87イ～ワ、88イ～ヲ、89イ～又 90イ～チ又、92イ～ワ、93イ～ワ 94イ～チルヲ、95イ～ト、96イ～ト 97イ～ヲ、101ハ、103ハト、141イ～ハ 142イ～ル、143イ～チ、144イ～リ	4,041.31

別表 1-2

区 分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	利賀地域 145□～ハ、146□ハニハ～又 147イホ～チ又、148□ホ～ヲ 149イホハトリヲ、150ハ、151ハニハ～又 152イ□ニホハ、153イ～チ、154イ～チ 155イ～チ、156イ～又、157イ～ハリ～ワ 158イ□ホハ又カ、159イ～ル、160イ～ホ 161□～リワ、162イ～チ、163イ～ヲ 164イ～リ、165ハ又、166イ～ヲ 167イ～ル、168イ～ホ、170イ～カ 171イ～ル、172ホハチ、173ニトチ 175□ワカ、176ハ、177ニホヘルヲワ 178イホ、179イ～ワ、180イ～ル 181トチ、182□、183ホ～リ 184イ～又、185イ～リ、186イ～リ 187ハ～リ、188イ□ハチ～ル 189イ～ニトチル、190ル、191ニチ 192イハハ～リ、193ハ～ヲ	4,041.31
		井波地域 1イ～ヲ、6□ハハト、7ホ、10トチリ 11イ～ハチ～ル、12イ～ハ、13イ～ト 14イ～ハ、16ト、17ハト、18□	299.61
		井口地域 4□～ル、5ホハト、6ハ～ト、9ハ	93.81
		福野地域 —	—
		福光地域 5チ～ヲ、6イニ～チ又、7ト～ヲ、9チ～ヲ、 10イ～チ 21又ヲワ、22ニ～カ、23イ～ニハ～ル 24イ～リ、25イ～ニハ～ル、26イ～ト 28ハチ、36ニホ、46イハニ、47リ 48イトリ、50ホ、54□、92イホチ又ヲ 95イ～ル、96イ～ホリ又、97イ～又 98イ～ホト、115□、119ホ、126ハニ リ 130リ、131イ□ニ、135ニハトチ 137ホ、140イ、155ハニ、156ト～又 157イ、168イ、169ト、176□トチリ	1,014.11

別表 1-2

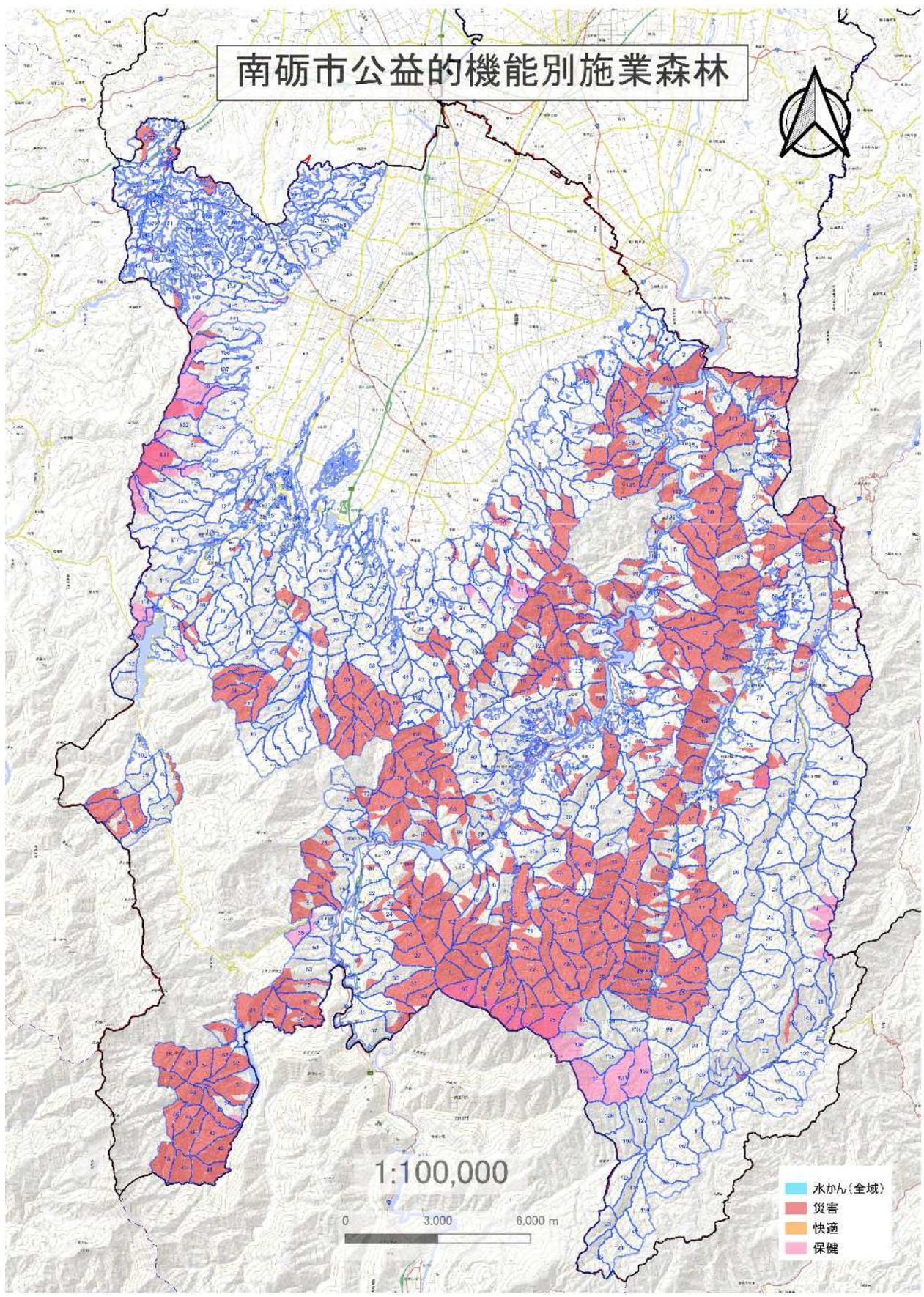
区分	森林の区域	面積 (ha)
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 14ヲ、15イ～ニハト、16イロ、17チ 18イ、23ロチリ	80.30
	平地域 78イ～ワ、79ニホハ、80ハ～リ、 81イロハトチリル、83チヌ、84トチリ 85イ～ワ	254.82
	上平地域 50リ、65イ～ホ、66ニリ	59.77
	利賀地域 19ニホ、24ハ～リルヲ、25トチワ 77ホハト、106ト、132イ～ヲ 133イ～ヌ、134イ～リ、136ニ～ヲ 137イロハ～リ	589.53
	井波地域 —	—
	井口地域 —	—
	福野地域 —	—
	福光地域 56ロチリ、113イ～ホ、114イ～ハ 123ニホハ、124イ、126ハニリ 127イハ、128チリ、129イ、130ヲ 131イニ、132イ、135イ～リ 136イ～チ、139ハ～リ、141リヌ、1 42イ	516.24

別表 1-3

区分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 1イ〜チ、2イ〜ヌ、3イ〜ル、4イ〜ヲ、6イ〜ル 7イ〜カ、8イ〜ヲ、9イ〜ヌ、10イ〜チ 11イ〜リ、12イ〜ヲ、13イ〜ヌ、19イ〜チ 30イ〜ル、31イ〜ル、33イ〜ヌ、34イ〜ヨ 35イ〜チ、36イ〜ワ、40イ〜ル、41イ〜ヌ 42イ〜ル、43イ〜ヲ、44イ〜リ、45イ〜ヌ 46イ〜ヲ、47イ〜ヌ、48イ〜ヌ、49イ〜チ 50イ〜ル、51イ〜ハ、52イ〜リ、53イ〜ル 54イ〜ト、55イ〜ワ、56イ〜ヌ、57イ〜ワ 58イ〜ヲ、59イ〜ヌ、68イ〜ワ、70イ〜リ 71イ〜チ、72イ〜ワ、75イ	2,410.69
	平地域 1イ〜ヌ、2イ〜リ、3イ〜ル、4イ〜ル、5イ〜ル 6イ〜ヌ、7イ〜ヲ、8イ〜ル、9イ〜チ 10イ〜ヨ、11イ〜ヲ、12イ〜レ、13イ〜ヲ 14イ〜ハ、15イ〜リ、16イ〜リ、17イ〜カ 18イ〜ト、19イ〜ヲ、20イ〜チ、21イ〜チ 22イ〜ト、23イ〜タ、24イ〜ト、25イ〜ヲ 26イ〜ル、27イ〜ヲ、28イ〜ヌ、45イ〜ル 49イ〜ヌ、50イ〜ル、51イ〜ワ、52イ〜ト 53イ〜カ、54イ〜ル、55イ〜ル、59イ〜ヌ 61イ〜ヲ、62イ〜ル、63イ〜カ、64イ〜ル 65イ〜ヲ、66イ〜ヲ、71イ〜ヲ、72イ〜ル 73イ〜ツ、74イ〜ヲ、75イ〜ヌ、87イ〜ル 88イ〜ヲ、97イ〜カ、98イ〜ル 103イ〜ル、104イ〜ル、105イ〜ワ 119イ〜リ、120イ〜ヲ、121イ〜ヲ 122イ〜ヌ、123イ〜リ、124イ〜ヌ 125イ〜ヲ、126イ〜ヲ、127イ〜カ 128イ〜ヨ、129イ〜ヲ、130イ〜ル 131イ〜リ、132イ〜ワ、133イ〜ワ 134イ〜ヌ、135イ〜ワ、136イ〜ヌ 137イ〜ワ	4,714.23
	上平地域 3イ〜ヌ、4イ〜ヌ、5イ〜ヌ、6イ〜チ、8イ〜ハ 9イ〜ヌ、10イ〜ル、11イ〜ヌ、12イ〜チ 14イ〜ル、15イ〜ヌ、16イ〜リ、17イ〜ト 18イ〜ル、19イ〜ヌ、21イ〜リ、22イ〜ヲ 23イ〜ヌ、24イ〜チ、25イ〜ル、28イ〜リ 29イ〜チ、30イ〜ワ、31イ〜ヲ 35イ〜ル、36イ〜チ、37イ〜ヲ	1,747.12
	利賀地域 1イ〜チ、2イ〜ハ、3イ〜チ、4リ〜ヲ、5イ〜カ 6イ〜ハ、7イ〜リ、8イ〜リ、9イ〜ヌ 13ハ〜ヌ、ヲワヨ、42イ〜カ、46イ〜ハ 47イ〜ト、48イ〜ヌ、49イ〜ヲ、50イ〜ヌ 51イ〜チ、63イ〜カ、64イ〜リ、65イ〜ニ	

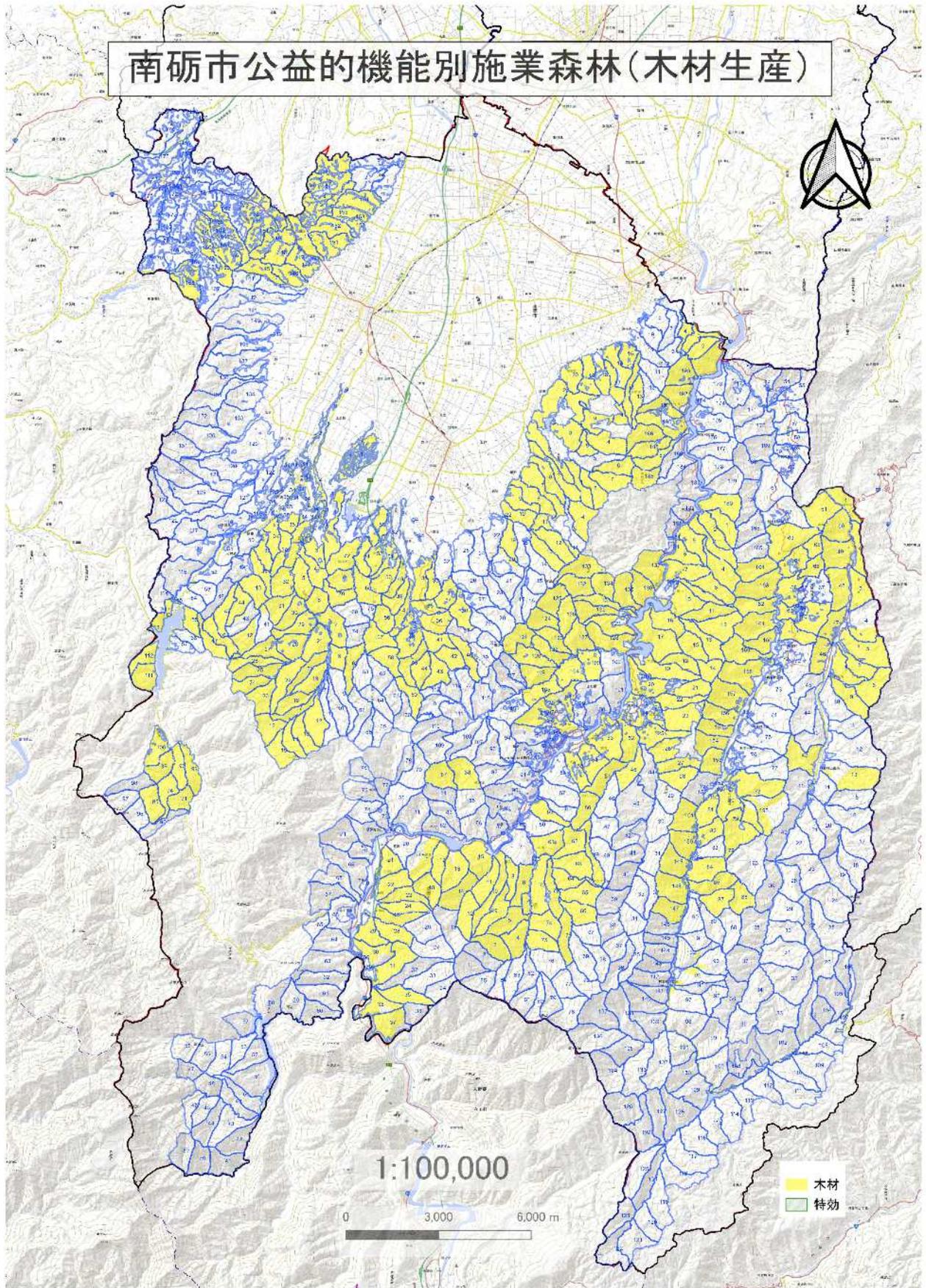
区 分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	66イ〜ニ、68イ〜リ、69イ〜ホ、70イ〜ヌ 71イ〜ヲ、78イ〜リ、ル〜ナ、79イ〜ヲ 80イ〜ヌ、81イ〜リ、82イ〜チ、84イ〜ワ 85イ〜ヲ、86イ〜ヌ、87イ〜ワ、92ル 93チ、94ホハヲ、97ト、147イ〜ヌ 148イ〜ワ、149イ〜ヲ、150イ〜ワ 151イ〜ヌ、153イ〜チ、154イ〜ヌ 155イ〜リ、156イ〜ヌ、157イ〜カ 158イ〜カ、159イ〜ヲ、160イ〜ト 161イ〜ワ、162イ〜チ、163イ〜ヲ 164イ〜リ、180イ〜カ、185イ〜リ 187イ〜リ、188イ〜ル、189イ〜ワ 190イ〜ル、191イ〜チ、192イ〜ワ 193イ〜ヲ、195イ〜ハ	4,208.47
	井波地域 1イ〜ヲ、2イ〜チ、3イ〜チ、4イ〜ハ 13イ〜ト、14イ〜チ、15イ〜チ、16イ〜ル 17イ〜チ、18イ〜チ、19イ〜ヌ、20イ〜リ	570.46
	井口地域 1イ〜ヌ、2イ〜カ、3イ〜ヲ、4イ〜カ、6イ〜ル 7イ〜ル、8イ〜ヲ、9イ〜ワ	621.15
	福野地域 3イ〜ト、4イ〜ヌ、6イ〜ル	188.28
	福光地域 1イ〜カ、2イ〜ヌ、3イ〜カ、4イ〜ル、5イ〜ワ 6イ〜ヌ、7イ〜カ、8イ〜チ、12イ〜ル 13イ〜ヌ、14イ〜チ、15イ〜ヌ、16イ〜ヲ 17イ〜ト、18イ〜ヌ、19イ〜ヲ、20イ〜ヌ 21イ〜ワ、22イ〜カ、32イ〜ル、24イ〜リ 25イ〜ル、26イ〜リ、27イ〜ヲ、28イ〜ル 29イ〜ヲ、30イ〜ル、31イ〜ヌ、32イ〜ヲ 33イ〜ヲ、34イ〜チ、35イ〜ル、36イ〜ル 37イ〜ヌ、38イ〜リ、39イ〜ヌ、40イ〜ヲ 41イ、42□〜ル、43ヌ、44イ〜ル 45イ〜リ、46イ〜ヌ、47イ〜リ、55イ〜リ 91イ〜リ、92イ〜ワ、93イ〜ヌ、94イ〜ヲ 95イ〜ヲ、99イ〜ヌ、100イ〜ル 111イ〜ル、112イ〜チ、113イ〜ホ 145イ〜リ、146イ〜ヌ、147イ〜ル 148イ〜ル、149イ〜ヲ、150イ〜リ 151イ〜ト、152イ〜リ、153イ〜ホ 154イ〜チ、160イ〜リ、161イ〜リ 162イ〜ハ、164イ〜ト、165イ〜ヌ 166イ〜ワ、168イ〜ト	3,842.56
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—

# 南砺市公益的機能別施業森林



- 水かん(全域)
- 災害
- 快速
- 保健

# 南砺市公益的機能別施業森林(木材生産)



伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林は別表2のとおりとします。

→伐期の延長（＋10年）を推進すべき森林

水源の涵養の機能の増進を図るための森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。

→長伐期施業を推進すべき森林（主伐時期を標準伐期齢の2倍の林齢とする森林）

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。



別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	平地域 4ル、5イ〜ル、6イ〜ニチリ又、7イニ〜トリル 8イ〜チ、9ハ〜ト、10ロト〜ル、14ハ〜ハ 15ハホ、16ハ〜ト、17チリル〜カ、18イロホ 19イニホチ〜ヲ、20イ〜ハチ、21イホハト 22イ〜ト、23イ〜ホチ〜ワ、24イ〜ト 25ニ〜チ、26イニハトリ又ル、27イ〜チル 28ハ〜又、29ロ〜ホリ、30ヲ、32ホ 42イ〜チ、43イ〜レ、44イハニハ〜ル 45イロチ〜ル、46イ〜カ、47イ〜ト 48ヲワカ、49イロ、50ロニ〜ル、51イ〜ルワ 52ハト、53イ〜カ、54イロハホハチ〜ル 55ハト〜ル、56イ〜ワ、57イ〜ヨ、58イ〜ト 59ハ〜ハ又、60イ〜ヲ、61イ〜ヲ、62イ〜ル 63イロハヲワカ、64ハホ、72ホ〜チル 74ハホハト、75ホ、87トル、88ル 89イ〜リルヲ、90イロハハチ〜ヨ、91イ〜リ 92イ〜ル、93イ〜ワ、94イハ〜ル 95イ〜ホチリ、96イ〜ル、97イ〜カ 98イ〜ル、99イ〜ヨ、100イロニリ 101イ〜ホ又カ、102イハ〜ル、103イ〜トリ 104ホ又ル、105ロハニト〜ワ、106イ〜ルワ 107イ〜ホ、108ニ〜チ、111ロ〜ホリ又ル 112イ〜ニ、113イ〜ト、114イ〜チ 115イロニリ又ル、116イ〜ニト〜又 117イ〜ホ、118ニホハ、119イ〜ニ 120ロ〜ヲ、122イ〜ニ、123ニ〜リ 124ホハチ、126リ、128イル〜ヨ 129イ〜リルヲ、130又ル、131ロハホハチ 132又、133ホト、134チリ又 135イ〜ホル、136イハニホ、137ニ〜トリ又	3,936.32
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 93ワ、94イ、106ワ、115イロニリ又、116イ、107ロ、7ホハト、26リ又ル、27イロハ、96ホ、97ニ〜トリ、105又、106トチ、50ニホ、105ロハニ、120ハ〜チ、又ル、122ロニ、123ニホハ、51ホチリ又ルワ、53リ又カ	(72.58)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	上平地域 3ハ、5チ又、6ロ～チ、7ニハ～又、8ハ～ハ 9イロ、10イトチリル、11イニホヘリ又 14リヌル、15イ～又、16ロハリ、17イ～ホ 18リ、19イニ～又、20イ～チ、 21イロハホ～リ、22イ～ヲ、23ハニハチ 24ハニトチ、25イ～ホトチリ、26イロ 28イ～リ、29イ～チ、30イ～ニハ～リルヲワ 31イ～リルヲ、32イ～ヲ、34チ、35ニ～ル 36イ～リ、37イ～ワ、38ハニ、50ハ～チ 51ハニ又、52ハ、53ハ、57イハ、58ロワ 59ト、60ホチ、61ト、62ハニホ、63ハ～又 64イ～チ又、66イロハホ～チ、67ホチ 69イ～ホヌワカヨ、70イ～ハ、71トチリ 72イ～リ、73イニホ、74イ～チ 75イ～トリ又、76イ～ホ、77ハ、80トリ 81イハ、82イ～ホチ、83ホ～チ、84ホハ 85ハ～ヘルヲワ、86イ～ニハトリ～ヲ 87イロニホト～ル	2,219.32
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 74ロハハトチ、69ワ	(9.71)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	利賀地域 1ホ、2ロ～ハ、3イロホチ、4イ～ヲ、5イ～カ 6イ～ハ、7イ～リ、9ト～ヌ、10イ～ヌ 11イ～リ、12イ～ツ、13イ～ヨ、14イ～チ 15イ～ト、16イ～リ、17イ～ル、18イ～チ 19イロハハ～リ、20イ～ル、21イ～チ 22イ～ヌ、23イ～ワ、24イ～ホヌワカ 25イ～ハリ～ヲカ、26イ～チ、27イ～チ 28イ～リ、29イ～チ、30イ～ル、31イ～カ 32イ～ツ、33イ～レ、34イ～ヌ、35イ～チ 36イ～ヌ、37イ～ル、38イ～ヌ、39イ～ヲ 40イ～ヌ、41イ～ワ、42イ～ホチリル～カ 43イ～ヲ、44イ～ヲ、45イ～ト、46イロニ 47ロ～ト、48イ～ヌ、49イ～ハ、50ニ 52イロト、53イハトリ～ワ、54イロ、55チリ 56イ～チ、57ロハニハト、58イロト 59イロニホハ、60イロハホトリ 61イロニ～トリ～ヨ、62イ～リ、63ハヌヲワ 64イ～ニチ、65イ～ニ、66イ～ニ、67イ～ニ 68ロ～リ、69イロ、70イ～ヌ 71イロハトチヌヲ、72イ～ヌ 73イ～ニハ～ルワカ、74イ～ワ 75イ～リル～タ、76イ～ヌ、77イロハリヌ 78ハニリ～ナ、79イ～ヲ、80イハニホト～ヌ 81トチリ、82イ～チ、83イトチリ 84ロチリヌヲワ、85イニ、89ル、90リ 91イ～リ、94リヌ、98イ～ル、99イ～ヲ 100イ～ル、101イ～ホ、102イ～ヲ 103イ～ホチリヌ、104イ～ハ、105イ～ヌ 106イ～ハチ、107イ～チ、108イ～チ 109イ～ル、110イ～リ、111イ～ヲ 112イ～リ、113イ～ト、114イ～カ 115イ～リ、116イ～ヌ、117イ～ヨ 118イ～リ、119イ～ル、120イ～ハ 121イ～ヌ、122イ～ル、123イ～チ 124イ～ト、125イ～ヌ、126イ～ル 127イ～ト、128イ～ホ、129イ～リ 130イ～リ、131イ～リ、135イ～リ 136イロハワ、137ハニホヌルヲ、138イ～カ 139イ～ト、140イ～チ、145イ、146イホ 147ロハニリ、148イハニワ	10,179.8 9

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	利賀地域 149口ハニチヌル、150イ～ホト～ワ 151イロホ、152ハト～ヌ、154リヌ 155リ、157トチカ、158ハニトチリルヲワ 159ヲ、160ヘト、161イヌルヲ 165イロニ～リルヲワ、168ヘ～ワ 169イ～ル、172イ～ニトリヌル 173イロハホヘリ、174イ～リ、175イハ～ヲ 176イロニ～ヌ、177イロハト～ヌ 178口ハニヘ～ヲ、180ヲワカ、181イ～ヘ 182イハ～ト、183イ～ニヌルヲ、186ヌ 187イ～ホ、188ニ～ト、189ホヘリヌヲワ 190イ～ヌ、191イロハホヘト 192口ニホヌ～ワ、193イ～ホ、194イ～ホ 195イ～ホ	10,179.89
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県営林 <del>5イ～ル</del> 、12ヘトリルヲ、22ハニホ 富山県農林水産公社造林地 82口ハ、5ワカ、6イハニ、7ニ～チ、44リ、68 口ニホヘ、67ニ、70イ、65ハ、66イロハ、77 又、154リヌ、157カ、75イ、2ヘ、3イ、16 0ト、189ヲ	(47.89)  (97.90)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	井波地域 2イ〜チ、3イ〜チ、4イ〜ハ、5イ〜チ 6イニホチリ、7イ〜ニハトチ、8イ〜ト、9イ〜ハ 10イ〜ハ、11ト、14トチ、15イ〜チ 16イ〜ハチ〜ヲ、17イ〜ホチ、18イハ〜チ 19イ〜又、20イ〜リ	637.62
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 8イ	(4.69)
伐期の延長を推進すべき森林	井口地域 1イ〜又、2イ〜カ、3イ〜ヲ、4イヲワカ 5イ〜ニチリ、6イロチ〜ル、7イ〜ル、8イ〜ヲ 9イ〜ホト〜ワ	586.82
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 3ハニ	(9.86)
伐期の延長を推進すべき森林	福野地域 1イ〜又、2イ〜ル、3イ〜ト、4イ〜又、5イ〜ヲ 6イ〜ル	358.14
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 3ハニハト、6イロホハト	(38.31)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	福光地域 10～カ、2イ～又、3イロハホト～カ、4イ～ル 5イ～トワ、6ロハリ、7イ～ハ、ワカ、8イ～チ 9イ～ト、10リヌル、11イ～ル、12イ～ル 13イ～又、14イ～チ、15イ～又、16イ～ヲ 17イ～ト、18イ～又、19イ～ヲ、20イ～又 21イ～リル、22イロハ、23ホ、25ホ 26チリ、27イ～ヲ、28イ～ホトリヌル 29イ～ヲ、30イ～ル、31イ～又、32イ～ヲ 33イ～ヲ、34イ～チ、35イ～ル 36イロハハ～ル、37イ～又、38イ～リ、41イ 39イ～又、40イ～ヲ、42イ～ル、43イ～又 44イ～ル、45イ～リ、46ロホ～又、47イ～チ 48ロ～ハチ又、49イ～ル、50イ～ニハ～又 51イ～ル、52イ～カ、53イ～チ、54イハ～又 55イ～リ、56イハ～ト、57ハ～リ、90ホ～ヲ 91イ～リ、92ロハニハトリルワ、93イ～又 94イ～ヲ、95ヲ、96ハトチ、98ハチリ又 99イ～又、100イ～ル、111イ～ル 112イ～チ、114ト～ヲ、115イハ～ワ 116イ～リ、117イ～チ、118イ～又 119イ～ニハ～又、120イ～ニ、121イ～ハ 122イ～チ、123イロハ、124ロ～リ 125イ～又、126イロホ～チ、127ロニ～又 128イ～ト、129ロ～ソ、130イ～チヌル 131ハ、132イ～リ、133イ～ワ 134イ～ヲ、136リ又、137イ～ニハ～又 138イ～チ、139イ～ホ、140ロ～又 141イ～チ、142ロ～ル、143イ～チ 144イ～リ、145イ～リ、146イ～又 147イ～ル、148イ～リ、149イ～ヲ 150イ～リ、151イ～ト、152イ～リ 153イ～ホ、154イ～チ、155イロホ～リ 156イ～ヘルヲ、157ロ～リ、158イ～又 159イ～又、160イ～リ、161イ～リ 162イ～ハ、163イ～ト、164イ～ト 165イ～又、166イ～ワ、167イ～ル 168ロ～ト、169イ～ハチリ、170イ～チ 171イ～カ、172イ～リ、173イ～リ 174イ～ハ、175イ～ヲ、176イハ～ハ又～ワ	6.812.51
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県営林 111イ～ル、112イ～チ	

	富山県農林水産公社造林地 48ニ～ハ、チ又、49イロチ、51ハル、52イ～ホカ、53イ～ニチ、54ハ、171ニホヘリ又ル、172ハ～ト、169ハ、172チリ、171ワカヲ、172イロ、1ロ、160ホハト、162ロハニホ、163ハホハト、164イ～ト、165イ、 <del>159ハ</del> 、159ハ～又、160イロ、169ホ、170イ～チ、36チ～ル、38ニ～ト、49又、50イロハトチ、130ハ～ト	(221.06)
--	--	----------

別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	城端地域 1イ～ニ、3ハト、4イ～ヲ、5イ～トリ、8ホハ9チリ又、10ロハ、11イトチリ、12イロハホリ～ヲ、13イ、14ハトヲ、15イ～ト16イロ、17チ、18イ、19ハホハト23ロチリ、20ロ、22イ、24ホ25イロ、30ホ、37イ～チ、40イ～ハチ～ル41イ～ニ、59ロ～又、60ロ～又、61イ～又62イ～又、63イ～ヲ、64イ～ル、65イ～又66イ～又、67イ～ワ、68イ～ホ	1,041.06
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 22イ	(1.51)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	平地域 1イ～又、2イ～リ、3イ～ル、4イ～又6ホハト、7ロハチ又ヲ、8リ又ル、9イロチ10イハ～ハヲ～ヨ、11イ～ヲ、12イ～レ13イ～ヲ、14イロ、15イロニハ～リ16イロチリ、17イ～ト又、18ハニハト19ロハハト、20ト、21ロハニチ23ハトカヨタ、25イロハリ～ヲ、26ロハホチ27リ又ヲ、28イ～ホ、29イハトチ30イ～ルワ、31イ～カ、32イ～ニハ～リ33イ～ヲ、34イ～ル、35イ～ル、36イ～ワ37イ～ル、38イ～ヲ、39イ～ワ、40イ～ル41イ～リ、44ロホ、45ハ～ト、47チ～ヲ48イ～ル、49ハ～又、50イハ、51ヲ52イ～ホ、54ニト、55イロニホハ59イロトチリ、63ニ～ル、64イロニハ～ル65イ～ヲ、66イ～ヲ、67イ～又、68イ～リ69イ～ワ、70イ～ヲ、71イ～ヲ72イ～ニリ又、73イ～ツ、74イロニチ～ヲ75イ～ニハ～又、76イ～ワ、77イ～ル78イ～ワ、79イ～ル、80イ～リ、81イ～ル82イ～リ、83イ～ヲ、84イ～リ、85イ～ワ87イ～ハチリ又、88イ～又ヲ、89又90ニホトワカ、94ロ、95ハト、100ハホ～チ又	4,745.01

	101ハ～リルヲワ、102ロ～ホ、103チヌル	
	104イ～ニハ～リ、105イホハ、106ヲ 107ハ～リ、108イロハリヌ、109イ～ヌ 110イ～ル、111イハトチ、115ハホ～チ 116ホハ、117ハトチ、118イロハ 119ホ～リ、120イ、121イ～ヲ 122ホ～ヌ、123イロハ、124イ～ニトリヌ 125イ～ヲ、126イ～チヌルヲ、127イ～カ 128ロ～ヌ、129ヌ、130イ～リ 131イニトリ、132イ～リルヲワ 133イ～ニハチ～ワ、134イ～ト 135ハ～ヌヲワ、136ロハ～ヌ 137イロハチルヲワ	
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 94ロ、115ハ、7ロチ、119トチリ、122ホ、123ハ、13イハ、12チ	(50.71)

別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	上平地域 1イ～ヌ、2イ～リ、3イ～ホト～ヌ、4イ～ヌ 5イ～トリ、6イ、7イロハホ、8イロ、9ハ～ヌ 10ロ～ハヌ、11ロハトチ、12イ～チ 13イ～ワ、14イ～チ、16イニ～チ、17ハト 18イ～チヌル、19ロハ、21ニ 23イロホトリヌ、24イロホハ、25ハヌル 26ハ～ワ、27イ～ヲ、30ホヌ、31ヌ 33イ～ル、34イ～ト、35イロハ 38イロホハト、39イ～ヌ、40イ～ト 41イ～ヲ、42イ～ワ、43イ～ヌ、44イ～チ 45イ～ホ、46イ～ト、47イ～ホ、48イ～ハ 49イ～ト、50イロリ、51イロホ～リル～カ 52イロニ～ワ、53イ～ホ、54イ～ホ 55イ～ト、56イ～ト、57ロ～ホト 58ハ～ヲカヨ、59イ～ハチリヌ 60イ～ニハトリ～カ、61イ～ハチ～ヲ 62イロハトチ、63イロ、65イ～ホ、66ニリ 67イ～ニハトリヌ、68イ～ヌ、69ハ～リルヲ 71イ～ハヌ、73ロハ、75チ、77イロ 78イ～ハ、79イ～チ、80イ～ハチ、 81ロニ～ワ、82ハト、83イ～ニ 84イロニトチリ、85イロト～ヌ、86ホチ 87ハハ	3,464.86

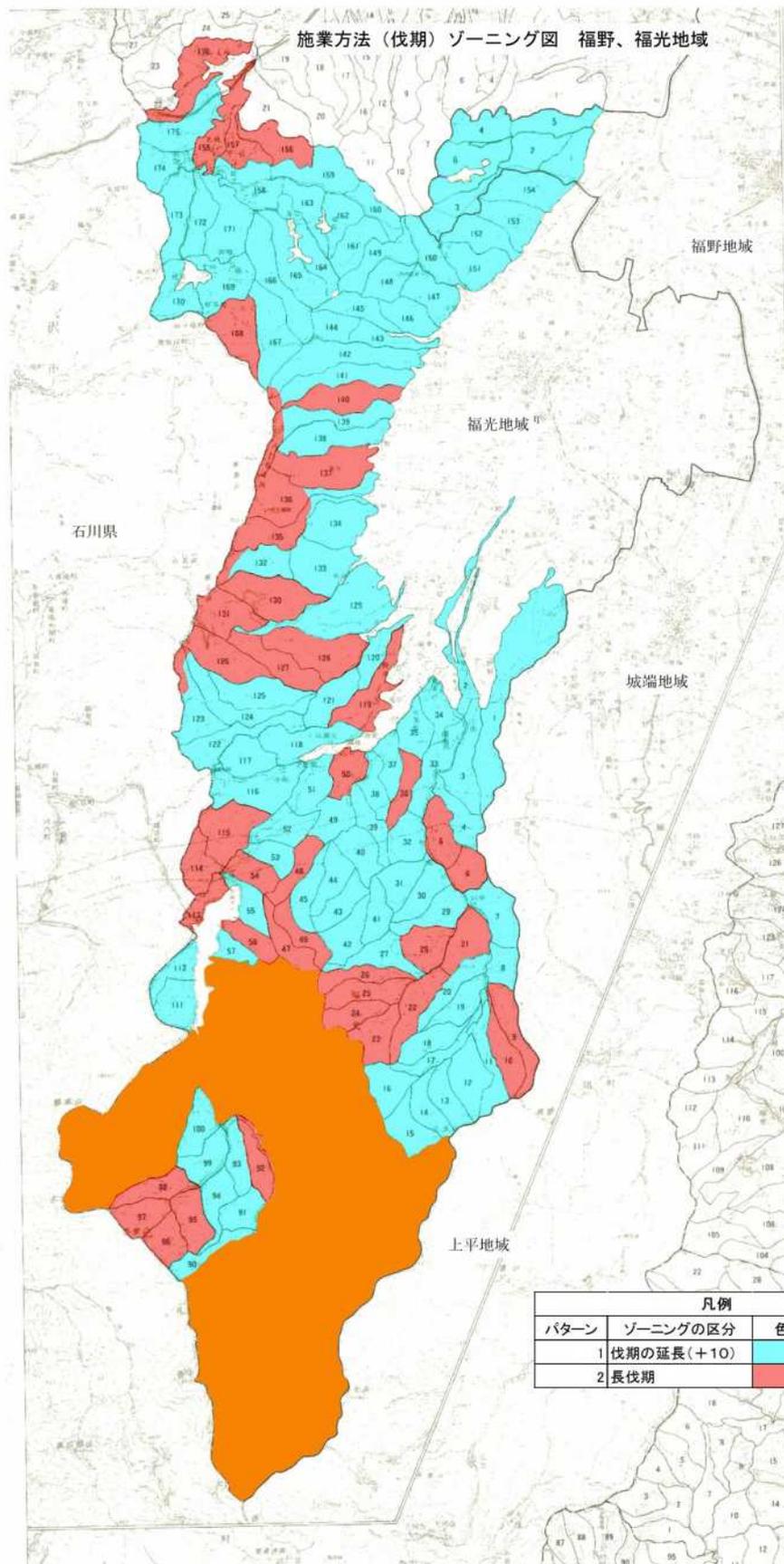
<p>長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）</p>	<p>上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 69ルヲ</p>	<p>(1.16)</p>
---	--	---------------

別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	<p>利賀地域</p> <p>1イ～ニハトチ、2イ、3ハニハト、8イ～リ9イ～ハ、19ニホ、24ハ～リルヲ、25トチワ42ハト又、46ハホハ、47イ49ト～ヲ、50イロハホ～又、51イ～チ52ハ～ハ、53ロ～ホチ、54ハ～チ55イ～ト、56リ、57イニホ、58ハ～ハ59ハ、60ニハチ、61ハチ、62又ル63イロニ～リルカ、64ホハトリ、68イ69ハニホ、71ニホハリル、72ル、73ホヲ75又、76ル、77ニ～チ、78イロホ～チ80ロハ、81イ～ハ、83ロ～ハ84イハ～トル、85ロハホ～ヲ、86イ～又87イ～ワ、88イ～ヲ、89イ～又90イ～チ又、92イ～ワ、93イ～ワ94イ～チルヲ、95イ～ト、96イ～ト97イ～ヲ、101ハ、103ハト、106ト132イ～ヲ、133イ～又、134イ～リ136ニ～ヲ、137イロハ～リ141イ～ハ、142イ～ル、143イ～チ144イ～リ、145ロ～ハ、146ロハニハ～又147イホ～チ又、148ロホ～ヲ149イホハトリヲ、150ハ、151ハニハ～又152イロニホハ、153イ～チ、154イ～チ155イ～チ、156イ～又、157イ～ハリ～ワ158イロホハ又カ、159イ～ル、160イ～ホ161ロ～リワ、162イ～チ、163イ～ヲ164イ～リ、165ハ又、166イ～ヲ167イ～ル、168イ～ホ、170イ～カ171イ～ル、172ホハチ、173ニトチ175ロワカ、176ハ、177ニホハルヲワ178イホ、179イ～ワ、180イ～ル181トチ、182ロ、183ホ～リ184イ～又、185イ～リ、186イ～リ187ハ～リ、188イロハチ～ル189イ～ニトチル、190ル、191ニチ192イハハ～リ、193ハ～ヲ</p>	4,607.26
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	<p>上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地</p> <p>富山県営林 184ハ又、185イ、186イ</p> <p>富山県農林水産公社造林地 78イ、154チ、157ワ、160イ、188チル、189イロハチル、190ル</p>	(40.16)  (36.22)

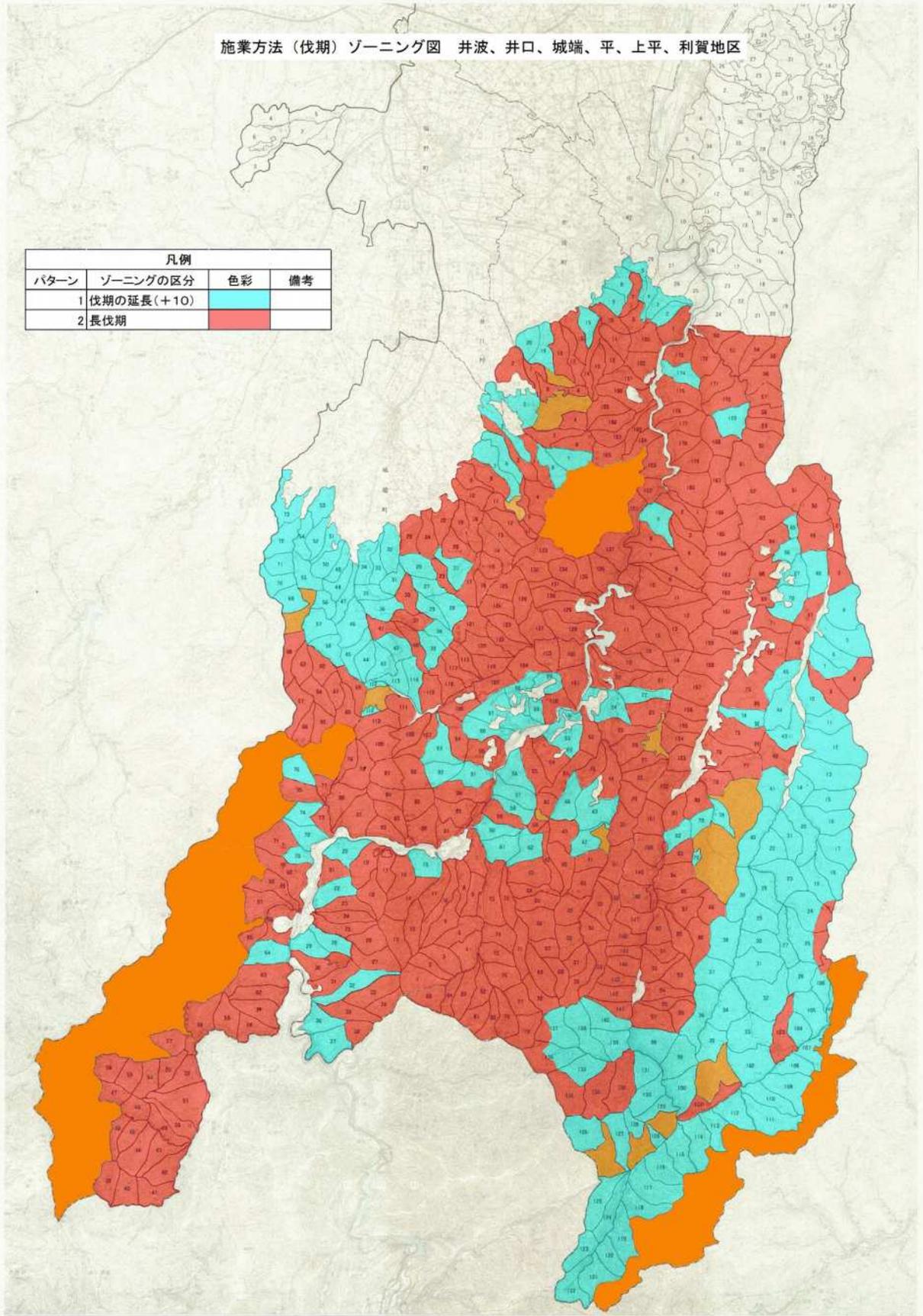
別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	井波地域 1イ～ヲ、6ロハハト、7ホ、10トチリ 11イ～ハチ～ル、12イ～ハ、13イ～ト 14イ～ハ、16ト、17ハト、18ロ	299.61
	井口地域 4ロ～ル、5ホハト、6ハ～ト、9ハ	93.81
	福野地域 —	—
	福光地域 5チ～ヲ、6イニ～チヌ、9チ～ヲ、7ト～ヲ、10イ～チ 21ヌヲワ、22ニ～カ、23イ～ニハ～ル 24イ～リ、25イ～ニハ～ル、26イ～ト 28ハチ、36ニホ、46イハニ、47リ 48イトリ、50ホ、54ロ、56ロチリ 92イホチヌヲ、95イ～ル、96イ～ホリヌ 97イ～ヌ、98イ～ホト、113イ～ホ 115ロ、119ホ、123ニホハ、124イ 126ハニリ、127イハ、128チリ、129イ 130リヲ、131イロニ、132イ 135イ～リ、136イ～チ、137ホ 139ハ～リ、140イ、141リヌ、142イ 155ハニ、156ト～ヌ、157イ、168イ 169ト、176ロトチリ	1,380.46
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地  富山県農林水産公社造林地 176ト、50ホ、48ト	(3.84)



施業方法（伐期）ゾーニング図 井波、井口、城端、平、上平、利賀地区

凡例			
パターン	ゾーニングの区分	色彩	備考
1	伐期の延長(+10)	青	
2	長伐期	赤	



- 3 その他必要な事項  
〈なし〉

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第8項 その他必要な事項

第3章 森林の保護に関する事項

第4章 その他森林の整備のために必要な事項

参考資料